

地域クラブ活動の推進に向けた北九州市の取組

「北九州市地域クラブ」 認定制度

要件を満たした地域クラブ
を教育委員会が認定

- ・ 参加費受益者負担
- ・ 市ガイドライン準拠
- ・ 指導者研修会受講必須
- ・ 学校施設優先使用
- ・ 保険加入必須 など

関係書類は市HPに掲載

指導者研修会

市ガイドラインの内容につ
いて研修会を実施

- ・ 安全安心がテーマ
- ・ 受講者に登録番号付与
- ・ 見守りの保護者も受講
- ・ 1年ごとに更新

日時・場所は市HPに掲載

コーディネーター・ 相談窓口の設置

地域クラブ立ち上げを支援、
学校との調整を実施

- ・ 教育委員会に窓口設置
- ・ 教育関係者が対応

お問い合わせ・相談は
教育委員会生徒指導課へ



「北九州市地域クラブ」認定制度

「認定要綱」の要件を満たした地域クラブを
教育委員会が「北九州市地域クラブ」として認定



地域クラブ活動の推進に向けた北九州市の取組

①組織をつくる

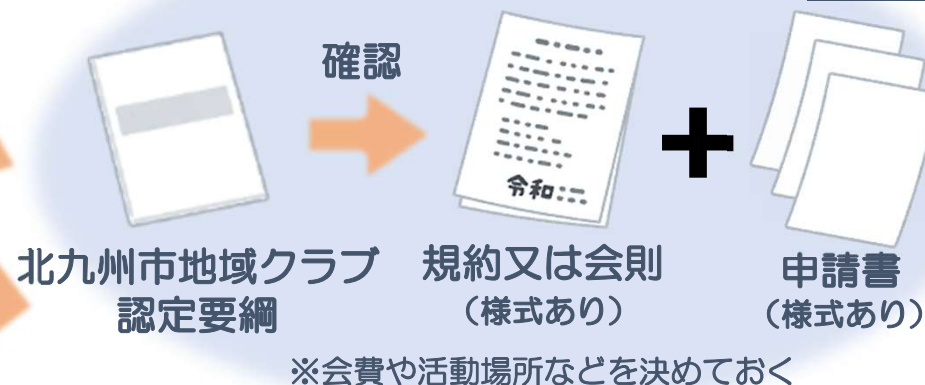
【一例】



※規約等の検討会議の目安
2時間×2回
※定期役員会など
月1回2時間程度

②書類を作成する

※作成時間
2時間程度
(事務局)



③教育委員会に申請する



※認定までに1カ月程度の時間を要します。

④参加者を登録する

※新規登録
3時間程度
(事務局)



⑤活動開始



会費徴収
報酬支払

※月1回徴収・支払い
月2時間程度 (会計)

地域クラブ指導者研修会



受講



- 教育委員会主催の研修会
- 生徒の安心・安全がテーマ
- ガイドラインの内容を共有
- 事前申込が必要
- 修了後に受講認定証を発行
- 有効期限は翌年8月31日
(1月～3月受講は当年8月31日)

認定証交付者数：614名
(令和8年5月21日時点)

指導



「北九州市地域クラブ」

コーディネーター・相談窓口の設置

